

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（案）のたたき台

目次

- 第 1 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
- 第 2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
- 第 3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第 4 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
- 第 5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

制定趣旨	本指針は、アレルギー疾患対策基本法に基づき、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的に、定めるものとする。 本指針におけるアレルギー疾患とは、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）に定められており、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものである。 また、医学的には、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的 IgE 抗体を有する、多様かつ複合的要因を有する疾患のことである。このうち気管支ぜん息は、繰り返し起こる咳嗽、喘鳴、呼吸困難等、可逆性の気道狭窄と気道過敏性の亢進に起因する諸症状を呈する。アトピー性皮膚炎では掻痒感を伴う湿疹が主病変で、皮膚バリア機能の低下とアレルギー炎症を来す。アレルギー性鼻炎では、アレルゲン混入後にくしゃみ、鼻漏、鼻閉等を呈し、アレルギー性結膜炎では流涙、目の掻痒感と充血、眼瞼浮腫等を呈する。食物アレルギーでは抗原食物の摂取により、皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状等が引き起こされ、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こす。 我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増
-------------	--

	加がみられ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約２人に１人が何らかのアレルギー疾患に罹患していると言われている。アレルギー疾患は、適切な治療を受けることで、症状のコントロールは概ね可能であるが、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、突然の症状増悪により、時に致死的な転帰をたどることもある。 このようにアレルギー疾患には重篤な症状へ移行する可能性があるが、アレルギー疾患を有する者の中には、しばしば自分だけの判断で適切なタイミングで医療機関を受診しなかったり、医療機関を受診したとしても、必ずしも必要な治療管理が継続されなかったりといった問題も生じていると指摘されている。治療のための通院、入院により、休園、休学、休職等を余儀なくされること、成長の各段階で過ごす施設や職場における適切な理解、支援が十分には得られずに長期にわたり生活の質が著しく損なわれることもある。 アレルギー疾患を有する者が、アレルギー疾患に関する理解を深め、居住する地域に関わらず適切な医療を受け、成長の各段階や職場において周囲から適切な理解と必要な支援を得ることで、アレルギー疾患に罹患していない者と変わらない生活を送れるようにすることを目的としたアレルギー疾患対策基本法の趣旨に鑑み、本指針においては、アレルギー疾患対策を総合的に推進するための基本となる事項を定めるものとする。
--	--

第１ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

（１）基本的な考え方

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○重症化予防及び症状軽減のための総合的な施策による生活環境の改善	ア アレルギー疾患は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の程度に変化が生じるという特徴を有するため、アレルギー疾患を有する者が生活する環境、即ち周囲の自然環境、住居内の環境や住まい方、本人及び周囲の者の理解に基づく環境の管理等に大きく影響される。したがって、アレルギー疾患の重症化を予防し、その症状を軽減するためには、アレルゲンに曝露

	しないようにすることが有効であり、アレルゲン回避のための措置を講ずることを念頭に、これら生活環境の改善を図ることが重要である。
○居住地にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること	イ アレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）の提供体制は、アレルギー疾患を有する者がその居住する地域に関わらず、等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上及びアレルギー疾患医療提供体制の在り方についての検討が必要である。
○適切な情報入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること	ウ 国民が、アレルギー疾患に関し、科学的知見に基づく適切な医療に関する情報を入手できる体制を整備するとともに、アレルギー疾患に罹患した場合には、学校や職場を含む日常生活を送るに当たり、情報提供や相談支援等を通じた生活の質の維持向上のための支援を受けることができるよう体制の整備がなされることが必要である。
○アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること	エ アレルギー疾患に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、アレルギー疾患の重症化の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させることが必要である。

（２）国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○国の責務	ア 国は、（１）基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）に則り、アレルギー疾患対策を総合的に策定及び実施する責務を有する。
○地方公共団体の責務	イ 地方公共団体は、基本的な考え方に則り、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。
○医療保険者の責務	ウ 医療保険者（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７条第７項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならない。

○国民の責務	エ 国民は、自らアレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない。
○医師その他の医療関係者の責務	オ 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。
○学校等の設置者又は管理者の責務	カ 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

第2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

（１）今後の取組の方針について

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○今後の取組の方針について	アレルギー疾患は、その有症率の高さゆえ、国民の生活に広く影響を及ぼしている。しかしながら、現時点においても本態解明は十分ではなく、また、生活環境に関わる多様で複合的な要因が発症、重症化に関わっていることもあり、原因の特定は困難なことが多い。 インターネット等にはアレルギー疾患やその予防法、症状軽減に関する膨大な情報があふれており、この中から、適切な情報を選択することは非常に困難となっている。適切でない情報を選択したが故に、科学的知見に基づく治療

	から逸脱し、症状が重症化する例が指摘されている。 このような中、国は、国民がアレルギー疾患の予防や症状軽減の方法に関する正しい知識を習得できるよう、国民に広く周知すること並びにアレルギー疾患の発症及び重症化に影響する様々な生活環境を改善するための取組を進める。
--	--

(2) 今後取組が必要な施策

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○学校教育及び社会教育に於けるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進	ア 国は、アレルギー疾患を有する児童生徒が他の児童生徒と分け隔てなく学校生活を送るため、必要に応じて、関わりのある児童生徒に対し適切な教育を行うよう、教育委員会等に対し適切な助言及び指導を行う。また、国は、保育所、放課後児童クラブ等においても、就学前の児童に対する適切な啓発等について、地方公共団体に協力を求める。 イ 国は、地域の実情等に応じた社会教育の場を活用したアレルギー疾患に関する啓発について、地方公共団体に協力を求める。 ウ 国は、地方公共団体に対して、乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉え、乳幼児の保護者へ向け、地域の実情に応じた受診勧奨を含めた適切な情報提供を実施するよう求める。 エ 国及び地方公共団体は、医療保険者及び後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律 80 号）第 48 条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）に対し、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患やアレルギー疾患の予防、症状軽減の適切な方法等に関する啓発及び知識の普及のための施策に協力するよう求める。
○森林の適正な整備	オ 国は、花粉症患者の生活の質の向上に資するため、森林を適正に整備する。
○大気汚染の防止	カ 国は、自動車等からの排出ガス対策等、環境基準の維持に努める。
○その他の生活環境の改善	キ 国は、受動喫煙の防止等を更に推進することを通じ、ぜん息等の重症化予防を図る。

○アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実	ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的検証を行い、それに基づく適切な表示への見直しを適宜行うとともに、外食等事業者が行う食物アレルギーに関する自主的な情報提供の促進に協力する。
○最新の情報に基づいた正しい知見や情報の提供	ケ 国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患やアレルギー疾患の予防、症状軽減の適切な方法、アレルギー疾患に配慮した居住環境や住まい方といった生活環境のアレルギー疾患への影響など、最新の知見に基づいた正しい情報を提供するための総合的な情報提供ウェブサイト（以下「総合情報提供ウェブサイト」という。）を通じ、情報提供の充実を図る。

第3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

（１）今後の取組の方針について

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○今後の取組の方針について	アレルギー症状により日常生活の質が損なわれている者が自分だけの判断で医療機関を受診しない、医療機関を受診したとしても必ずしも必要な治療管理が継続されていないといった問題が指摘されている。国民がその居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。 具体的には、アレルギー疾患医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の知識や技能の向上に資する施策を通じ、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識及び技能の向上を図る。 また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していること等からアレルギー疾患医療の提供体

	制の地域間格差の大きさが指摘されている。これを踏まえ、全国的なアレルギー疾患医療の拠点となる医療機関、地域のアレルギー診療の拠点となる医療機関、かかりつけ医との連携協力体制の在り方を検討し、医療の質の向上を図る。
--	---

(2) 今後の取組が必要な施策

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○アレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者を育成するために、関係学会や医師会等と連携した研修会を実施	ア 国は、アレルギー疾患医療に携わる医師に対し、最新の科学的知見に基づく適切な医療についての情報を提供するため、地方公共団体に対し、地域医師会と協力し講習の機会を確保することを求める。また、関係学会に対して、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を講習に派遣し、講習内容を充実させるための協力を求める。
○大学等での教育におけるアレルギー分野の更なる充実	イ 国は、医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育の充実を推進する。
○関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の有効活用	ウ 国は、医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のアレルギー医療全体の質の向上を図るため、関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。
○ホームページ等を通じたアレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者及びアレルギー疾患医療提供機関の周知	エ 国は、関係学会等がウェブサイトに掲載しているアレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技術を有する医療従事者並びにアレルギー疾患医療提供機関の情報について、総合情報提供ウェブサイトを通じ、患者やその家族、医療従事者向けに提供していく。
○居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療が受けられるよう、専門的なアレルギー疾患医療提供機関の整備	オ 国は、患者が居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、専門的なアレルギー疾患医療の提供体制の在り方について、検討を行う。
○成育医療研究センター及び	カ 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究セ

国立病院機構相模原病院を中心に、アレルギー疾患医療に関する最新の正しい情報の提供、医療従事者の育成、研究を推進	ンター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院をはじめとするアレルギー疾患医療に対する一定以上の実績を有する医療機関に対し、国のアレルギー疾患対策に協力し、最新の科学的知見に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究並びに専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進するよう協力を要請する。 キ 国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るため、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院等のアレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関、地域のアレルギー医療の拠点となる医療機関、かかりつけ医との連携協力体制の構築を図る。 ク 企業に対しアレルギー症状の原因と疑われる調査対象成分の提供を要請し、必要な医療機関における検査を円滑にする関係団体等への支援等を通じ、国は、アレルギー症状の原因究明のための効率的で適切な仕組みについて検討に努める。
--	---

第4 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

基本指針に記載すべき事柄	基本指針のたたき台
○今後の取組の方針について	何らかのアレルギー疾患を有する者は、その症状に違いはあっても、総じて長期にわたり、生活の質が低下し、社会的・経済的に大きな影響を及ぼすが、発症、重症化要因の解明、ガイドラインの有効性の評価や薬剤の長期投与の効果や副作用等、未だに明らかになっていないことが多い。これら諸問題の解決に向け、従来から行われてきた基礎的な疫学調査に、リスク要因の解明、治療経過及び予後に関する調査等を追加し、疫学研究の拡充を図る必要がある。 アレルギー疾患は、最新の科学的知見に基づく治療に準じることで、概ねコントロール可能であるが、診療科が、

	内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の偏在等により、その周知・普及・実践が進んでいない。最新の科学的知見に基づく医療の周知・普及・実践度合いについて、適切な方法に基づく現状把握を継続的に行うことで、国民が享受し得るアレルギー疾患医療全体の質の底上げを図る。 アレルギー疾患は、その本態解明が未だ十分ではなく、現時点では発症予防や根治療法は開発途上である。アレルギー疾患を有する者及びアレルギー疾患に起因する死亡者数を減少させ、ひいては国民全体の生活の質の向上を目指すため、アレルギー疾患の本態解明を行い、発症予防及びアレルギー免疫療法をはじめとした根治療法の開発を推進する。
--	---

（２）今後取組が必要な施策について

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○疫学研究の充実及びそれに基づいた良質なエビデンスの集積に向けた研究の推進	ア 国は、基本指針に基づいて行われる国の取組を客観的に評価するため、疫学調査を用いてアレルギー疾患対策全体の現状把握等を行う。更に、従来から行われてきた基礎的な疫学調査にリスク要因の解明、治療経過及び予後に関する調査等を追加することにより、発症、重症化要因の解明、ガイドラインの有効性の評価等を行う。
○アレルギー疾患の本態解明	イ 国は、アレルギー疾患を有する者の生活の質の改善のみならず、アレルギー疾患に起因する死亡者数を減少させるため、本態解明研究を推進し、アレルギー免疫療法をはじめとする根治療法の開発を目指す。
○アレルギー疾患医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の治験の迅速化に向けた環境の整備	ウ 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構相模原病院その他の専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関と臨床研究中核病院等関係機関の連携体制を整備し、速やかに質の高い臨床試験や治験を実施し、世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療方法の開発等を行い、これらに資するアレルギー疾患の病態解明等に向けた研究を推進するよう努める。

第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

(1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○アレルギー疾患医療に携わる職種に対する、関係学会等と連携した研修会等の実施	ア 国は、アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、地方公共団体に対し、関係学会等と連携し講習の機会を確保することを求める。
○アレルギー疾患医療に携わる職種を養成する学校等での教育におけるアレルギー分野の更なる充実	イ 国は、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に対する教育の充実を推進する。
○関係学会等が有するアレルギー専門資格の認定制度の有効活用	ウ 国は、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等の、アレルギー疾患に係る知識及び技能の向上に資するため、関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。
○学校、保育所、その他子どもが集まる施設と地方公共団体、医療機関との協力体制の確保 ○学校等の教職員への、アレルギー疾患の正しい知識の習得、訓練のための研修等の実施	エ 国は、アナフィラキシーショックへの緊急対応等、アレルギー疾患を有する者に対し適切な医療を提供できるよう、家庭、学校等と医療機関等の連携体制の確保を推進する。また、国は、学校の教職員等に対する研修の機会の確保について、教育委員会等に対し必要に応じて適切な助言及び指導を行い、保育所や放課後児童クラブ等においても、アナフィラキシーショックへの緊急対応等、アレルギー疾患を有する者に対し適切な医療を提供できるよう、職員等に対する啓発に努める。
○アレルギー疾患を有する者、その家族に対する相談体制の整備	オ 国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患を有する者やその家族の悩みや不安に対応し、生活の質の維持向上を図るため、相談事業の充実を進める。
○アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための教育推進	カ 国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患を有する者やその家族が、アレルギー疾患に関する必要な情報にいつでも容易にアクセスできる総合情報提供ウェブサイトの充実を行う。

（２）地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○地域の実情に応じた施策の立案及び実施	ア 地方公共団体は、厚生労働省が行う自治体調査等を活用して、地域の実情を把握し、アレルギー疾患対策の推進に資する施策を立案及び実施するよう努める。
○アレルギー疾患を統括する部署または担当者の設置	イ 地方公共団体は、アレルギー疾患に係る全部局を統括する部署又は担当者を設置するよう努める。 ウ 地方公共団体は、地域のアレルギー対策を推進するため、医療関係者、アレルギーを有する者等その他の関係者の意見を参考にし、その適切な実施及び運営を図るよう努める。

（３）災害時の対応

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○災害時（特に急性期まで）における、国の役割	ア 国及び地方公共団体は、平常時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。 イ 国及び地方公共団体は、災害時において、アレルギー対応食等の確実な集積と適切な分配に資するため、アレルギー疾患担当者が中心となって、特殊食品の集積場所を速やかに設置し、適切なタイミングでの提供を行う。 ウ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係学会等と連携し、ホームページやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重篤な状態の発生を予防するよう努める。 エ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者やその家族、医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。

（４）必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
○必要な事業を進めるために要する予算の確保と配分	国は、アレルギー疾患対策を継続するために必要な予算を確保していくことが重要である。 同時に、厳しい財政事情の下では、限られた予算で、アレルギー疾患対策の成果を最大化するという視点も必要であり、そのような観点から、施策の重点化を図りつつ、

	関係府省庁間の連携の強化を図ることが重要である。
--	--------------------------

(5) アレルギー対策基本指針の見直し及び定期報告

基本指針に記載すべき事項	基本指針のたたき台
少なくとも5年毎に本指針の見直しを行う ○見直しに必要な、継続的な疫学データ及び新しい知見の収集、分析等を行う ○アレルギー疾患対策を継続的に行うため、協議会を定期的に開催する	アレルギー対策基本法第11条第6項において、「厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患を有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。」とされている。 本指針は、アレルギー疾患を巡る現状を踏まえ、アレルギー疾患対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。国は、国及び地方公共団体等における取組の現状について、定期的に調査及び評価を行い、アレルギー疾患を巡る状況変化を的確に捉えた上で、厚生労働大臣が必要であると認める場合には、策定から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、変更する。 なお、アレルギー対策推進協議会については、関係府省庁も交え、引き続き定期的を開催するものとし、本指針に定められた取組の進捗の確認等、アレルギー疾患対策の更なる推進のための検討の場として機能させるものとする。